

第3回年金保険料の徴収体制強化等に
関する専門委員会
平成25年11月6日

参考資料

年金保険料の徴収体制強化等について (現状と検討事項)

論点の全体像

I. 総論

年金保険料の徴収についての基本的考え方の整理

(「年金保険料の納付は義務である」という法律の規定に立ち返り、自主納付原則の考え方を
見直すことも含め、徴収をこれまで以上に強化するという方向で検討すべき。)

II. 国民年金保険料の納付率向上策

1 国民年金保険料の徴収の基本的考え方に関わる論点

- (1) 督促の促進 (2) 強制徴収体制の強化 (3) 徴収コストの滞納者負担(延滞金等)のあり方
 - (4) 免除等における申請主義の見直し (5) 年金保険料の納付機会の拡大
- 2 その他検討すべき具体的な対応策

- (1) 確実かつ効率的な収納体制の強化 (2) 関係行政機関等との連携強化
- (3) 雇用形態など社会経済の変化への対応 (4) 公的年金制度に対する理解の促進

III. 厚生年金の適用促進策

- (1) 適用調査対象事業所の把握の推進 (2) 把握した事業所の適用促進等
- (3) 関係機関との連携強化

IV. 国民の利便性向上策

- (1) 提出書類の省略 (2) 厚生年金保険料と労働保険料の一括徴収

督促の促進

【論点】

- ・保険料債権の多くが時効消滅している現状を改めるためすべての滞納者に督促することを基本とすることを検討すべき。
- ・督促を義務規定とすることも将来的な課題。
- ・督促を実施した者に対する時効管理を適切に行うための体制等についても併せて検討する必要がある。

<現状>

- 国民年金においては、主として保険料納付済期間に応じて給付される仕組みとなっているため、自主納付が基本とされ(自主納付原則)、督促についても任意規定となっている。
- 督促は、保険料の滞納があった場合、納付督促(特別催告状の送付など)、最終催告状の送付を経て、期限を指定して行う(督促状を送付する)ことができる。
- 督促を行うと、時効が中断するとともに、指定期限までに保険料が納付されなかった場合、国税徴収の例によって滞納処分を行うこととなる。

<検討事項>

- 自主納付原則との関係
- 督促の促進に伴う日本年金機構の業務量の増大

(参考)法第96条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、期限を指定して、これを督促することができる。

2 前項の規定により督促しようとするときは、厚生労働大臣は、納付義務者に対して、督促状を発する。

3 前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならぬ。

強制徴収体制の強化

【論点】

・職員の増員も含めた強制徴収体制の強化に取り組むべき。

＜現状＞

- 国民年金の強制徴収は平成16年から本格的に実施しており、日本年金機構設立(平成22年1月)以降は、順次対象件数を増加させてきている。
例：財産差押 3,379件(22年度)→5,012件(23年度)→6,208件(24年度)
- 日本年金機構で国民年金保険料の強制徴収に携わる職員は約700人。一方、未納者数は296万人(平成24年度、24月連続で未納の者)
- 国民年金保険料の強制徴収にかかるコストは、徴収額100円に対し、約90円(平成23年度予算に基づき試算)。

＜検討事項＞

- 強制徴収を実施するためのマンパワーの確保
- 徴収コストの削減

徴収コストの滞納者負担(延滞金等)のあり方

【論点】

- ・督促の有無にかかわらず、納期限後から延滞金を徴収することを検討すべき。
- ・督促を全滞納者に対して行うことで、滞納者に徴収コストを負担させることを検討すべき。

<現状>

- 健康保険をはじめ社会保険料については、督促してから延滞金が発生するのが原則である。
- 督促指定期限までに納付がない場合、納期限翌日から延滞金が生じる(3ヶ月以内であれば4.3%、それ以降は14.6%。国民年金保険料については24カ月分が未納の場合、約4.5万円の延滞金が発生。)
- 平成25年度政府税制改正大綱において、税においては延滞金の特例見直し(負担の軽減)を行うこととされている。

<検討事項>

- 延滞金の取扱いの変更が納付率に与える影響
- 他の社会保険料における延滞金との整合性
- 延滞金の水準のあり方

(参考)法第97条 前条第一項の規定によつて督促をしたときは、徴収金額に、納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。

4 督促状に指定した期限までに徴収金を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が50円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。
法附則第9条の2の5 第九十七条第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、第九十七条第一項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

免除等における申請主義の見直し

【論点】

・所得情報等に基づき職権により免除を可能とする制度を導入することを検討してはどうか。

<現状>

- 免除期間は保険料の計算において算入されるため、免除を受けることは、将来の低年金・無年金者を防ぐことにつながる。また、免除期間中の障害や死亡については障害年金、遺族年金の支給につながらず、免除を申請に基づくものとしたことについては、以下の2つを考慮したものとされている。(平成20年第9回年金部会資料)
- ・原則として全ての被保険者に課されている納付義務を特例的に課さないこととするとともに、国庫負担相当分の給付が保障される特例であり、一般の被保険者との均衡を考慮する必要があること。
- ・また、将来の給付に影響されることを踏まえ、「全額免除」「多段階免除」「免除なし」について、本人の選択・意思表示に基づく必要があること。
- 日本年金機構の平成25年度計画においては、平成24年度所得に基づく免除対象者等について、平成26年夏までに、少なくともその半数を免除・納付に結びつけることとしている。
- 免除の基準に該当しているにもかかわらず、手続の煩雑さを理由に免除等の申請をせずに未納となっている者が相当数存在していると見込まれる。

<検討事項>

- 申請主義についての考え方の整理
- 低所得者が自主的に保険料を納付する選択肢の確保
- 必要な所得情報を確実に把握することができる仕組みの構築

年金保険料の納付機会の拡大

【論点】

・過去の未納保険料を納める意思のある者に対し納付の機会を確保するという観点から、この後納制度の実績を分析した上で、制度の恒久化等について検討すべき。

<現状>

- 保険料を徴収する権利は2年で時効消滅する。これは、健康保険をはじめ社会保険で並びがとられている。
- 時効で納めることができなかつた国民年金保険料について、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができる。(時限措置)
- 年金機能強化法の成立に伴い、今後、受給資格期間を10年に短縮することとされている。

<検討事項>

- 督促の促進(結果的な納付機会の拡大)及び保険料債権の時効管理との関係
- モラルハザードへの懸念

(参考)法第102条

- 4 保険料を徴収する権利は、2年を経過したときは、時効によつて消滅する。
 - 5 保険料についての第96条第1項の規定による督促は、時効中断の効力を有する。
- 平成23年改正法附則第2条第1項 被保険者又は被保険者であつた者(老齢基礎年金の受給権者を除く)は、厚生労働大臣の承認を受け、その者の被保険者期間のうち、保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間(承認の日の属する月前十年以内の期間であつて、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によつて消滅しているものに限る)の各月につき、当該各月の保険料に相当する額に政令で定める額を加算した額の保険料を納付することができる。

日本年金機構における管理体制の見直し

【論点】

- ・システム対応も含めた計数の把握や分析を充実させ、効率的・効果的な徴収対策を講ずるべき。
- ・目標の進捗管理を徹底するとともに、執行体制を一層強化すべき(H25'から実施)。

<現状>

- 日本年金機構においては、平成25年度は、機構の中期目標の最終年度として、現年度納付率60%以上を必達目標として達成するため、適法な事務処理の下で進捗管理・リスク管理の徹底及び経営資源を効率的に活用するマーケットセグメンテーション戦略を強化している。
- 計数の把握や分析を充実させるためのシステム開発について検討を進めている。

年金事務所職員による保険料収納範囲の拡充

【論点】

・年金事務所職員が保険料収納できる範囲の拡充を検討すべき。

＜現状＞

○ 現在、年金事務所職員が保険料を収納できるケースは以下のとおりとされている。

- (1) 督促を受けた者から申し出(希望)があった場合
- (2) 徴収職員が国税滞納処分の例による処分をしたとき
- (3) 年金事務所の窓口での現金収納をしない旨の説明をしたにもかかわらず、納付義務者が保険料等を納付しようとした場合
- (4) 納付義務者が納付場所での納付が困難であると認められる場合
- (5) 納付義務者が機構が開催する説明会で納付を希望する申出があった場合に限定されている。

○ 納付相談会等で保険料を収納する場合は、2名の収納職員で相互チェックによる事故防止策を実施している。

＜検討事項＞

- 現行の収納できるケースのほかに年金事務所職員が収納する具体的ケース
- 現金紛失等の事故を未然に防ぐための対策

(参考) 令第11条の13 法第109条の11第1項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 督促を受けた納付義務者が保険料の納付を年金事務所において行うことを希望する旨の申出があった場合
- 二 収納職員が、保険料を徴収するため、前号に規定する納付義務者を訪問した際に、当該納付義務者が当該職員による保険料の収納を希望した場合
- 三 徴収職員が、保険料を徴収するため国税滞納処分の例による処分により金銭を取得した場合
- 四 前三号に掲げる場合のほか、保険料等のほか、保険料等の収納職員による収納が納付義務者の利便に資する場合その他の保険料等の収納職員による収納が適切かつ効果的な場合として厚生労働省令で定める場合

規則第119条 令第11条の13第四号に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 機構の職員が、保険料等を納付しようとした納付義務者に対して、年金事務所の窓口での現金収納を原則として行わない旨の説明をしたにもかかわらず、納付義務者が保険料等を納付しようとした場合
- 二 納付義務者が納入告知書又は納付書において指定する納付場所(年金事務所を除く。)での納付が困難であると認められる場合
- 三 納付義務者が保険料等の納付を機構が開催する説明会において行うことを希望する旨の申出があった場合

市場化テストの改善

【論点】

・納付督促の頻度や戸別訪問の件数を増加させるなど、契約内容の見直しを検討すべき。

＜現状＞

- 市場化テスト事業の収納実績については、全体として目標となる要求水準に達していない。
- 次期契約更改に向け、契約内容の見直しを検討するため、納付督促頻度の見直しや実施体制の強化を試行的に行うモデル事業を平成25年10月から実施している。(平成26年3月まで)
- 次期契約更改に当たっては、モデル事業での効果を検証し、その結果を踏まえ、契約内容の見直しを行うこととしている。

(参考:市場化テスト事業における納付督促頻度等の変遷)

	H17.10～	H24.10～	モデル事業(H25.10～H26.3)
納付督促頻度	すべての滞納者に6か月に1度	すべての滞納者に少なくとも3か月に1度	すべての滞納者に少なくとも3か月に1度 加えて、電話督促を毎月
戸別訪問員の配置	滞納者2.5万人に1人	滞納者1.5万人に1人	滞納者1.0万人に1人 又は 滞納者0.5万人に1人

＜検討事項＞

- 成績優秀な委託業者の確保方策
- 効率的・効果的な事業の在り方

(参考)公共サービス改革法第33条 国民年金法第87条第1項に規定する保険料の収納に関する業務のうち次に掲げるものを実施する公共サービス実施民間事業者は、併せて納付受託業務を実施するものとする。

- 一 保険料を納付する義務を負う者であって、保険料滞納者に対し、保険料が納期限までに納付されていない事実の通知及び納付されていない理由の確認を行う業務
- 二 保険料滞納者に対し、面接その他の方法により保険料の納付の勧奨及び請求を行う業務
- 三 公共サービス実施民間事業者については、国民年金法第92条の3第1項第2号の規定による指定を受けた者とみなして、同条第3項から第5項まで並びに同法第92条の4及び第92条の5の規定を適用する。
- 四 公共サービス実施民間事業者が実施する第1項第2号に規定する保険料の納付の請求の業務については、弁護士法第72条の規定は適用しない。

口座振替・クレジット納付の利用促進等

【論点】

- ・金融機関やクレジット会社に対し、口座振替やクレジット納付の募集を依頼することを検討すべき。
- ・市町村に対する口座振替新規獲得手数料の引き上げを検討すべき。
- ・新規適用者に対して口座振替やクレジット納付を推進するための工夫について検討してはどうか。
- ・2年前納の導入(H26.4導入予定)

<現状>

- 国民年金保険料を納付方法別に見ると、口座振替による納付43.1%、納付書による納付54.9%、クレジットカードによる納付1.5%、電子納付0.5%となっている。(平成24年度)
- 口座振替の勧奨については、日本年金機構、市町村及び市場化テラスト事業者において実施しており、口座振替を新規獲得した場合には手数料を支払っている。(市町村:1件100円、市場化テラスト事業者:1件2,000円)

※市町村における国民年金の口座振替等に関する取組みの状況

- ・資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進 1,739市町村
- ・国民健康保険等の市町村公金と併せた口座振替の促進 29市町村

- 国民年金においては、従来より一定期間の保険料をまとめて納めることにより保険料を割り引く「前納制度」を設けている。平成26年4月から口座振替に限り、より割引額の大きい2年前納を導入予定。

<検討事項>

- 口座振替やクレジット納付の利用を促進するための効果的な取り組み

(参考)法第92条の2 厚生労働大臣は、被保険者から、口座振替納付を希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

法第92条の2の2 被保険者は、厚生労働大臣に対し、指定代理納付者から付与される番号、記号その他の符号を通知することにより、当該指定代理納付者をして当該被保険者の保険料を立て替えて納付させることを希望する旨の申出をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の申出を受けたときは、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

学生納付特例制度と若年者納付猶予制度との間での円滑な移行

【論点】

・学生納付奨励制度と若年者納付猶予制度を切れ目なく利用できるよう、運用の見直しを検討すべき。

<現状>

○ 学生納付特例(学生である期間の保険料納付を猶予)

対象: 大学等に在学する20歳以上の学生

所得基準: 本人のみ

承認期間: 4月から3月まで。受給資格期間には算入されるが、年金額の計算には反映されない。
(障害基礎年金・遺族基礎年金が受給可能。追納された場合は年金額に反映。)

追 納: 納期限から10年以内

○ 若年者納付猶予制度(所得の低い若年者の保険料納付を猶予。平成37年6月までの時限措置)

対象: 30歳未満(学生を除く)

所得基準: 本人、配偶者

承認期間: 7月から6月まで。受給資格期間には算入されるが、年金額の計算には反映されない。
(障害基礎年金・遺族基礎年金が受給可能。追納された場合は年金額に反映。)

追 納: 納期限から10年以内

○ 両制度は制度として異なることから、切れ目なく利用するためには、本人からの申請が必要。(免除の場合には、継続の申出があれば翌年度以降の申請が不要。)

<検討事項>

○ 学生納付特例と若年者納付猶予の円滑な接続のための運用の見直し

○ 学生納付猶予と若年者猶予を含めた免除制度の在り方

国税庁への滞納処分権限の委任制度の活用

【論点】

・現状の分析を行った上で、運用方法の見直しや委任要件の緩和を検討すべき。

＜現状＞

- 国民年金・厚生年金の滞納処分に当たり、財産の隠蔽や納付について誠実な意思を有しない等、悪質性・処理困難性の高い事案については、滞納処分権限を財務大臣（国税庁）に委任することができることとされている。
- 日本年金機構ブロック本部と国税局との間で、委任の対象となり得る事案について毎月打合せを行い、委任に向けて、悪質性や処理困難性を認定するために必要な事実の調査方法などについての協議、また、国税局による調査手法や着眼点の助言等を受けけるなど緊密に連携を図っている。
- 国民年金においては、滞納額が少額（2年間分の滞納で約36万円）ということもあり、委任の形式的要件を満たす滞納事案については、国税庁に委任する旨の説明をすることにより、自主的な納付がなされているほか、残りの事案についても、日本年金機構での対応によりほとんどが解消されていることから、これまでに委任の実績はない。
- 厚生年金においては、これまでに4件の委任を行っており、今後必要に応じ委任制度を積極的に活用していくこととしている。（平成25年9月末現在）
- 厚生労働省、日本年金機構においては、委任事務の円滑な実施を図るため、国税局職員等に対し、公的年金制度及び国民年金及び厚生年金保険の徴収事務処理等の研修を実施。（平成23年7月より年1回実施）

＜検討事項＞

- 国民年金、厚生年金を通じた国税庁との連携方策

（参考）法第109条の5 厚生労働大臣は、前条第三項の規定により滞納処分等その他の処分に係る納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあることその他の政令で定める事情があるため保険料その他この法律の規定による徴収金の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、財務大臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができる。

規則第11条の10 法第109条の5第一項に規定する政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 納付義務者が厚生労働省令で定める月数（24月）分以上の保険料を滞納していること。
- 二 納付義務者が法第109条の5第一項に規定する滞納処分等その他の処分（以下「滞納処分等その他の処分」という。）の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあること。
- 三 納付義務者の前年所得（1月から厚生労働省令で定める月（6月）までにおいては、前々年の所得）が厚生労働省令で定める額（1千万円）以上であること。
- 四 滞納処分等その他の処分を受けたにもかかわらず、納付義務者が滞納している保険料その他法（第十章を除く。第十一条の十三において同じ。）の規定による徴収金の納付について誠実な意思を有すると認められないこと。

市町村との情報連携強化

【論点】

- ・ 社会保障・税番号制度の導入後は、情報提供ネットワークシステム等を通じて、滞納者の所得情報等の必要な情報が提供されることとなり、提供された情報の効率的・効果的な活用が期待される。
- ・ 免除勧奨等においては、生活保護の受給情報や連帯納付義務者の情報、電話番号、扶養親族数等が必要であり、こうした必要な情報を確実に入手できる環境の整備について検討すべき。

<現状>

- 免除勧奨等に必要所得情報については約99%の市町村から提供を受けているが、得られる情報の内容や提供方法は市町村により異なっている。
- 社会保障・税番号制度の導入に向け、必要な情報が得られるよう調整中。

<検討事項>

- 必要な情報と入手方策

(参考)法第108条 厚生労働大臣は、被保険者の資格に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、被保険者又は国民健康保険の被保険者の氏名及び住所その他の事項につき、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

免除勸奨等における関係機関との連携強化

【論点】

- ・ハローワークにおける免除制度の周知や免除等の申請受理の体制整備について検討すべき。
- ・学生納付特例事務法人に対する手数料の引き上げ等を検討すべき。

<現状>

- 年金事務所において、ハローワークと連携し、失業者に対する初回説明会における年金事務所職員・ハローワーク職員による免除制度等の説明・資料の配付・免除申請書等の受理やリーフレットの備え付けを実施しており、一層の充実を図るべく年金事務所の体制整備やハローワークとの調整を進めている。
- 学生納付特例事務法人制度は、「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」により平成20年4月から設けられた制度であり、平成24年度末現在で168法人が指定を受けている。
- 指定を受けた学生納付特例事務法人には、申請1件あたり30円の手料を支払っている。
- 地方厚生(支)局においては、学生納付特例事務法人の指定促進のため、管内の大学等に協力の要請を行っている。

<検討事項>

- ハローワークとの連携促進
- 学生納付特例事務法人との連携促進

(参考) 法第109条の2 国及び地方公共団体並びに国立大学法人並びに国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第68条第1項に規定する公立大学法人及び私立学校法第3条に規定する学校法人その他の政令で定める法人であつて、厚生労働大臣がこれらの法人からの申請に基づき、第90条の3第1項の申請に関する事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして指定するもの(以下この条において「学生納付特例事務法人」という。)は、その設置する学校教育法第83条に規定する大学その他の政令で定める教育施設において当該教育施設の学生等である被保険者の委託を受けて、当該被保険者に係る同項の申請をすることができる。

短時間労働者への厚生年金の適用拡大

【論点】

- ・平成28年10月から、短時間労働者に厚生年金の適用が拡大され、また、法施行後3年以内に更なる適用拡大について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずることとされている。
- ・短時間労働者への厚生年金の適用拡大については、非正規労働者へのセーフティネット強化等の観点から検討されるものであるが、結果的に国民年金の納付率向上にも資することが期待されることに留意

<現状>

- 平成28年10月から、次の要件に該当する短時間労働者への適用が拡大されることになっている。
 - ・ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
 - ・ 月額賃金88,000円以上(年収106万円以上)であること
 - ・ 当該事業所に継続して1年以上使用されることが見込まれること
 - ・ 通常の労働者およびこれに準ずる者の総数が常時500人を超える事業所であること
 - 「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」附則第2条第2項において、「政府は、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、平成三十一年九月三十日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。」とされている。
 - 社会保障制度改革国民会議の報告書においても、「適用拡大の努力を重ねることは三党の協議の中でも共有されており、法律の附則にも明記された適用拡大の検討を引き続き継続していくことが重要である」とされている。
- ### <検討事項>
- 更なる適用範囲の拡大

事業主との連携強化

【論点】

・事業主の協力を得ながら臨時・パート等の従業員の納付を促進する仕組みを検討してはどうか。

＜現状＞

- 近年、雇用形態の変化による影響もあり、国民年金第1号被保険者に占める臨時・パートや常用雇用などの従業員の割合が増加している。

＜検討事項＞

- 事業主の協力を得られる事項
- 第1号被保険者の雇用情報の把握
- 厚生年金の適用拡大との関係

(参考)

法第92条の3 次に掲げる者は、被保険者(第一号に掲げる者)にあつては国民年金基金の加入員に、第三号に掲げる者)にあつては保険料を滞納している者であつて市町村から国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第九十条第十項の規定により特別の有効期間が定められた国民健康保険の被保険者証の交付を受け、又は受けようとしているものに限る。)の委託を受けて、保険料の納付に関する事務(以下「納付事務」という。)を行うことができる。

一 国民年金基金又は国民年金基金連合会

二 納付事務を適正かつ確実に実施することができると認められ、かつ、政令で定める要件に該当する者として厚生労働大臣が指定するもの

三 厚生労働大臣に対し、納付事務を行う旨の申出をした市町村

法第108条

3 厚生労働大臣は、被保険者の資格又は保険料に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、その使用する者に対するこの法律の規定の周知その他の必要な協力を求めることができる。

法第109条 同種の事業又は業務に従事する被保険者を構成員とする団体その他被保険者を構成員とするこれに類する団体で政令で定めるものは、当該構成員である被保険者の委託を受けて、当該被保険者に係る第十二条第一項の届出をすることができる。

法第109条の3 同種の事業又は業務に従事する被保険者を構成員とする団体その他これに類する団体で政令で定めるものであつて、厚生労働大臣がこれらの団体からの申請に基づき、次項の業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるもの(以下この条において「保険料納付確認団体」という。)は、同項の業務を行うことができる。

2 保険料納付確認団体は、当該団体の構成員その他これに類する者である被保険者からの委託により、当該被保険者に係る保険料が納期限までに納付されていない事実(次項において「保険料滞納事実」という。)の有無について確認し、その結果を当該被保険者に通知する業務を行うものとする。

公的年金制度に対する理解の促進

【論点】

- ・効果的・戦略的な広報の実施について、費用対効果を考慮しつつ検討すべき。
- ・「ねんきんネット」の活用や、地域年金展開事業の充実についても検討すべき。

＜現状＞

- 国民年金保険料の納付率低下の要因の一つとして公的年金制度への不安・不信がある。
- 年金に関する広報予算については、平成21年11月に当時の行政刷新会議において実施された「事業仕分け」により「廃止」とされたことから、平成22年度以降、年金広報は実施していない。
- 日本年金機構においては、
 - ・高校等における「年金セミナー」の開催などの地域年金展開事業
 - ・被保険者の方に、毎年、誕生日に保険料の納付実績や将来の給付に関する情報提供を行う「ねんきん定期便」
 - ・被保険者・受給権者の方が、インターネットから保険料の納付実績や将来給付が確認できる「ねんきんネット」などの取組を通じ、年金制度の啓発活動を行っている。
- 厚生労働省においては、
 - ・厚生労働省ホームページへの年金制度に関する資料の掲載や就職情報誌での免除制度等の周知（掲載は無料）
 - ・次世代の主役となるべき生徒たちに、給付と負担の構造を含め、社会保障の意義を理解してもらうための学習教材（高校生向け）の作成などの取り組みを行っている。

＜検討事項＞

- 公的年金制度への理解、関心を高め、納付意識の向上を図るための効果的・戦略的な広報手法

適用調査対象事業所の把握の推進

【論点】

- ・ 番号制度の活用も含め、関係機関との情報連携を強化し、適用調査対象事業所の把握に向けた施策を検討し実施すべき。

＜現状＞

- 他機関の保有する事業所情報入手し、厚生年金等の適用事業所情報と突合せること、不一致となった事業所を適用調査対象事業所として把握。
 - ・ 平成22～23年度にかけて雇用保険の適用事業所データとの全件突合を8年ぶりに行い、改めて網羅的に確認調査を全国的に進めた結果、平成23年度末で新たに多くの適用調査対象事業所を把握。
 - ・ 平成24年12月からは新たに、法務省の法人登記簿情報の入手を開始。(初回到全件を入手し、以降の更新情報は月次で入手。平成25年度から活用。)
 - ・ 法人登記簿情報は、新規設立法人の早期把握に非常に有用であるが、ペーパーカンパニーや休業中・廃業済みなど、厚生年金等が適用されない事業所の情報も多く含んでおり、適用すべき事業所であるかの個別の調査に労力を要している。

＜検討事項＞

- 関係機関との情報連携の強化(P10参照)
- 番号制度(法人番号)の活用
 - ・ 事業所情報の突合せ(名寄せ)について、法人番号の活用による、突合せ作業の効率化・精緻化など

把握した事業所の適用促進等

【論点】

- ・ 適用促進に向けた具体的な工程表を作成するとともに、さらなる強化策を具体的に検討すべき。
- ・ ホームページ等で適用事業所を検索・閲覧できる仕組みを検討すべき。

<現状>

- 平成24年度末で把握した適用調査対象事業所は、約38.8万事業所
- 現在、平成24年度に掲げた、「平成23年度末で把握した適用調査対象事業所を3年で半減させる」という目標の達成に向けて、重点的に取り組んでいる。
 - ・ 民間事業者を活用した加入勧奨のほか、平成25年度からは職員を増員し、加入指導を強化。
 - ・ 度重なる加入指導に対し検査忌避を繰り返す悪質な事業所については、期限を定めた更なる加入指導の後に告発して事業所名を公表する基準を定め運用。(現在は50人以上の事業所の中から対象を選定)

<検討事項>

- 民間事業者へ委託する業務範囲の見直し(拡大)
- 悪質な事業所を告発して公表する運用の適用範囲の拡大
- 社会保険の適用事業所を検索・閲覧できる仕組みの構築(ホームページ等で公開)
 - ・ 個人事業所の事業主名・住所の公開に関して、個人情報保護法との関係を整理する必要
- 機構が実施する立入検査等に係る認可事務のあり方

関係機関との連携強化

【論点】

- ・適用されるべきであるにも関わらず適用されていない事業所の把握や適用促進等のため、協力連携する関係機関の拡大等、さらなる連携強化について検討すべき。

<現状>

- これまでも、関係機関と連携について、以下のような取り組みを実施。
 - ・【国土交通省 地方運輸局】 旅客/貨物運送事業者の巡回監査時等に、社会保険の加入を指導。年金事務所と連携した加入指導にも従わない場合、車両使用停止などの行政処分を実施。
 - ・【国土交通省 地方整備局】 建設業の許可・更新時に、社会保険の加入を指導。年金事務所と連携した加入指導にも従わない事業所に対しては、営業停止などの行政処分を実施。
 - ・【都道府県労働局】
 - ① 労働者派遣事業の許可申請時等に、社会保険未加入と疑われる事業所について、年金事務所へ情報提供。年金事務所の加入指導に従わない事業所に対しては、許可が行われない。
 - ② 公共職業安定所における事業主の求人申し込みの際、社会保険の加入が適正に明示されていない場合、職業紹介を保留。求人条件が適正か年金事務所と相談するよう、事業主に案内。
- ・【法務局】 法人登記窓口にて、厚生年金の制度周知リーフレットを設置

<検討事項>

- 社会保険への未加入が多いと考えられる業種・業界等の情報収集
 - ・ 該当する業界団体等に対し、厚生年金への加入義務などの社会保険制度の周知等を要請
 - ・ 許認可が必要な業種については、社会保険の加入状況の確認、未加入情報の通報などについて、関係省庁に協力要請
- 関係機関を通じた加入勧奨の方策（関係省庁等に協力要請）

提出書類の省略

【論点】

- ・住民税の申告不要者について、所得証明書の提出を不要とすることを検討してはどうか。
- ・番号制度の導入を踏まえ、添付書類等提出書類の省略について幅広く検討すべき。

<現状>

- 免除申請書には、前年の所得を証明できる書類の添付が必要。
- 住民税の未申告者(申告不要者を含む)から免除申請があった場合には、市町村において所得の申告を行い、所得証明書を添付するよう求めている。

<検討事項>

- 住民税の申告不要者にかかる所得証明書の省略
- 社会保障・税番号制度の導入に併せて、添付書類等提出書類の省略について検討。

(参考)施行規則第77条

法第90条第1項の規定による申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出することによつて行わなければならない。

- 一 申請者の氏名、生年月日及び住所並びに基礎年金番号
- 二 申請者の属する世帯の世帯主及び申請者の配偶者の氏名
- 三 申請者等が法第90条第1項の規定により、保険料を納付することを要しない者であることを明らかにすることができる所得の状況その他の事実
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 国民年金手帳
 - 二 前年の所得が57万円を超えない申請者等(所得のない者を除く。)にあつては、所得の状況を明らかにすることができる書類
 - 三 前年の所得が57万円を超える申請者等にあつては、次に掲げる書類
 - イ 申請者等の前年の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数についての市町村長の証明書
 - ロ 申請者等が法第90条第1項第五号の規定に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる書類
- 3 法第90条第1項第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当する者が、第1項に規定する申請書の提出の際に法第90条第1項の厚生労働大臣が指定する期間の終了後引き続き当該期間と同一の事由により申請を行う旨を申し出たときは、その申請について第1項に規定する申請書の提出及び前項に掲げる書類の添付を要しない。ただし、厚生労働大臣が申請者等の前年の所得の額について確認できないときは、この限りでない。(77条の3～7)

厚生年金保険料と労働保険料の一括徴収

【論点】

- ・ 行政効率化の観点からも、徴収を一括して行うなど利便性向上について検討すべき。

<現状>

○ これまで申請窓口の一元化等、利便性の向上に努めてきた。

- ・ 平成15年10月、全国の社会保険事務所(312カ所)に社会保険・労働保険徴収事務センターを設置し、保険料の算定の基礎となる賃金や保険料額の届出の受付及び事業所調査を開始
- ・ 平成16年4月から、算定基礎届と労働保険概算・確定保険料申告書に関する説明会を共同実施
- ・ 平成18年度から、事務センターの窓口で受け付ける届出の範囲を拡大
- ・ 平成21年度から、算定基礎届と労働保険概算・確定保険料申告書の提出期限を7月10日に統一し、併せて現物給与の評価額を統一
- 滞納整理事務についても、平成16年度から社会保険庁廃止前までは、社会保険事務所及び都道府県労働局の職員を互いに併任し合い、必要に応じて一括して納付督促・滞納処分を実施していた。現在は、納付督促は共同で行うが、滞納処分は個別に対応している。
 - ・ 年金事務所職員の非公務員化に伴い、労働保険料を取り扱う職員としての都道府県労働局への併任ができなくなつたもの。

<検討事項>

- 徴収事務の効率化
 - ・ 共通滞納事業所については、年金事務所職員が労働局職員のいずれかが調査して把握した財産・債権等の情報を、徴収事務センターで一元的に管理・共有することで、より効率的な徴収体制を構築できないか